

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
おるおる訪問看護ステーション	広島市中区千田町三丁目11番25-202号	令和7年1月1日	令和12年12月31日
医心館訪問看護ステーション広島横川	広島市西区三滝町12番22号	令和7年4月1日	令和13年3月31日
訪問看護ステーション光那	広島市南区西本浦町16番8-202号	令和7年4月1日	令和13年3月31日
らいおんの家訪問看護ステーション	広島市安佐北区可部南四丁目21番10-105号	令和7年4月1日	令和13年3月31日
おかもとリハビリ訪問看護ステーション安芸	広島市安芸区船越南四丁目1番2号ルクソール安芸204号	令和7年4月1日	令和13年3月31日
マリモ訪問看護ステーション佐伯	広島市佐伯区美鈴が丘西五丁目13番11号	令和7年4月1日	令和13年3月31日